



令和8年4月17日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

一般貨物自動車運送事業者の事業停止 及び輸送施設の使用停止処分について

下記の一般貨物自動車運送事業者に対し監査を実施した結果、貨物自動車運送事業法等関係法令に違反する事実が確認されたことから、令和8年4月17日付けで、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づく一般貨物自動車運送事業の事業停止及び輸送施設の使用停止の行政処分を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

- ・事業者名 : ブルーラインサービス株式会社
- ・住所 : 沖縄県宜野湾市伊佐4丁目10番9号
- ・代表者名 : 門口 亮

2. 処分内容

- ・処分年月日 : 令和8年4月17日
- ・当該事業者の一般貨物自動車運送事業について、7日間の事業停止処分及び214日車（15両×13日、1両×19日）の車両停止処分

3. 違反行為の概要等

令和7年11月27日に当該事業者（本社営業所）に対し監査を実施したところ、酒気帯び運行の業務や飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反等、合計10件の貨物自動車運送事業法等関係法令の規定に違反する事実が確認されました（詳細は別紙参照）。

その結果、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」（平成21年9月30日付け沖縄総合事務局長公示第56号、令和7年3月27日一部改正）（※）4及び5（3）表①に該当。

（※）沖縄総合事務局運輸部HPに掲載しています。

https://www.ogb.go.jp/nyu/gyousei/004155/nyu_gyousei_1

<問い合わせ先>

運輸部監査指導課 具志堅・友利
TEL 098-866-1837（直通）

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

沖縄総合事務局運輸部監査指導課

(1)	行政処分又は命令の年月日	令和8年4月17日
(2)	事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	ブルーラインサービス株式会社 沖縄県宜野湾市伊佐4丁目10番9号
(3)	当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県宜野湾市伊佐4丁目10番9号
(4)	行政処分又は命令の内容	事業の停止処分7日間及び輸送施設の使用停止処分214日車
(5)	主な違反条項	貨物自動車運送事業法第15条第1項 貨物自動車運送事業法第15条第4項
(6)	監査実施の端緒及び違反行為の概要	<p>酒気帯び運転による事故の情報を端緒として、令和7年11月27日に監査を実施したところ、10件の違反が確認された。</p> <p>(1) 酒気帯び運行による業務があったこと。 (貨物自動車運送事業法第15条第1項1号) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項)</p> <p>(2) 運転者の健康状態の把握が不適切であったこと。 (貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)</p> <p>(3) 定期点検整備を実施していない事業用自動車があったこと。 (貨物自動車運送事業法第15条第1項第2号) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3) (道路運送車両法第48条)</p> <p>(4) 整備管理者に研修を受けさせていなかったこと。 (貨物自動車運送事業法第15条第1項第2号) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)</p> <p>(5) 飲酒運転防止に係る点呼の実施を怠っていたこと。 (貨物自動車運送事業法第15条第4項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)</p> <p>(6) 乗務等の記録に不実の記載をしていたものがあったこと。 (貨物自動車運送事業法第15条第4項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)</p> <p>(7) 運行記録計による記録を怠って運行していた事業用自動車があったこと。 (貨物自動車運送事業法第15条第4項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)</p> <p>(8) 運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督を一部怠っていたこと。 (貨物自動車運送事業法第15条第4項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)</p> <p>(9) 初任運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める特別な指導を怠っていたこと。 (貨物自動車運送事業法第15条第4項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)</p> <p>(10) 車両数に応じた数の運行管理者を選任していなかったこと。 (貨物自動車運送事業法第16条第1項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項)</p>
(7)	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(当該営業所) 45点 (事業者) 45点